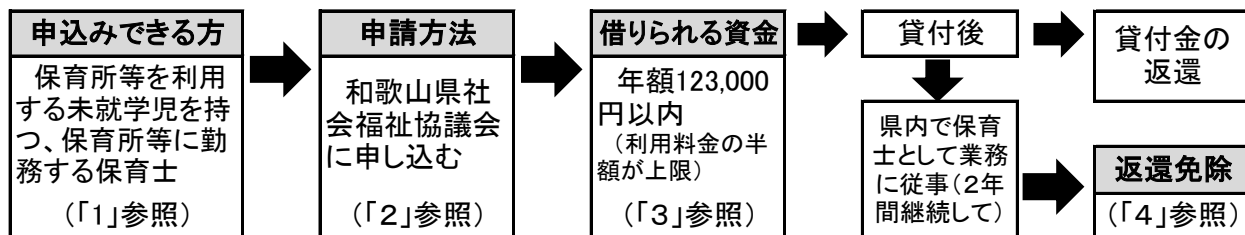


未就学児を持つ保育士を対象とした

こどもの預かり支援事業 利用料金の一部貸付のご案内

— 和歌山県内の保育所等で2年間継続して従事すると、貸付金の返還は免除となります。—



未就学児を持つ保育士が、和歌山県内の保育所等で勤務する際のこどもの預かり支援事業利用料金の一部を貸し付ける制度です。

和歌山県内の保育所等で、保育士として業務(以下「対象業務」という。)に、2年間継続して従事した場合、返還が免除となります。

1 貸付けの対象となる方

和歌山県内に住民登録している、未就学児を持つ保育士で、以下の①及び②のいずれにも該当する方

- ① 未就学児を持ち、保育所等を利用している方で、以下に掲げる施設または事業(以下「保育所等」という。)に勤務する方
 - ア 保育所
 - イ 幼稚園(預かり保育を常時実施)
 - ウ 幼稚園(認定こども園への移行を予定)
 - エ 幼保連携型認定こども園
 - オ 「エ」以外の認定こども園
 - カ 家庭的保育事業
 - キ 小規模保育事業
 - ク 居宅訪問型保育事業
 - ケ 事業所内保育事業
 - コ 病児保育事業(県に開始届出を行ったもの)
 - サ 一時預かり事業(県に開始届出を行ったもの)
 - シ 乳児等通園支援事業
 - ス 離島その他の地域において特例保育を実施する施設
 - セ 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設
 - ソ 企業主導型保育事業
- ② 保育所等における勤務の時間帯により、こどもの預かり支援に関する事業(ファミリー・サポートセンター事業、ベビーシッター派遣事業その他こどもの預かり支援に関する事業)を利用する方

2 借入申込手続き

- 1 和歌山県社会福祉協議会のホームページから、様式等をダウンロードしてください。
※ 和歌山県社会福祉協議会に請求していただければ、個別に送付します(裏面問合せ先を参照)。
- 2 申込書類を、和歌山県社会福祉協議会あて提出してください(勤務先の保育所等の長の推薦が必要です)。
※ 持参または郵送により提出してください。(送付したことが確認できるよう、簡易書留等の利用をお勧めします)
※ 書類等に不備のある場合は、受理できません。
- 3 和歌山県社会福祉協議会において、貸付審査を行い、貸付けの可否を決定します。

＜募集期間＞ 令和7年5月30日～(募集枠に達した時点で募集を終了します。)

※ 募集終了は、和歌山県社会福祉協議会のホームページ等でお知らせします。

3 貸付限度額

年額 123,000円 以内

(こどもの預かり支援に関する事業の利用料金の半額が上限。貸付期間は勤務期間中で2年間が上限。)

4 返還免除

(1) 和歌山県内の保育所等で、保育士として対象業務に2年間継続して従事した場合、返還は免除されます。

※ 「2年」は、在職期間が730日以上であり、かつ、業務従事期間が360日以上とします。

※ 従事期間が2年に満たないで退職する場合などは返還免除にはなりません。

※ 従事期間が2年に満たない場合でも、返還の一部が免除される場合があります。

(2) 上記4の(1)の要件に該当しない場合は、貸付金を返還していただきます。

◆ 貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただきます。

① 貸付契約が解除されたとき

② 和歌山県内の保育所等で、保育士として、2年間引き続き対象業務に従事しなかったとき

③ 和歌山県内の保育所等で、保育士として対象業務に従事する意思がなくなったとき

④ 業務以外の事由により死亡し、または心身の故障により和歌山県内において対象業務に従事できなくなったとき

5 その他、条件等

貸付利子は、無利子です。 ※ ただし、返還計画より遅れると延滞利子(年3%)がかかります。

借入申込みにあたり、連帯保証人が必要です(要件等は次のとおり)。

- ・ 借入申込者の就労継続を支援する熱意を有すること
- ・ 借入申込者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人(親権者または未成年後見人)であること

6 借入申込みに必要な書類

申込者	1	借入申込書(様式1-5)
	2	同意書(様式2)
	3	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要、3か月以内に発行されたもの) (注1)
	4	保育士登録証の写し
	5	預かり支援事業の利用計画書(様式29)
	6	保育料の月額が確認できる書類(保育料決定通知書の写し等)
	7	こどもの預かり支援に関する事業の利用の時間帯及び料金が確認できる書類
	8	勤務する保育所等の長の推薦書(様式3-4)
連帯保証人	9	同意書(様式2)
	10	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要、3か月以内に発行されたもの) (注1)
	11	所得証明書(借入申込者が属する世帯(または出身世帯)で収入がある方全員のもの、3か月以内に発行されたもの)(注2)※源泉徴収票不可

※ これら以外にも、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

◆ 問合せ・申込み先

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 地域福祉部 生活資金班 TEL 073-435-5223
〒640-8545 和歌山市手平二丁目1-2 和歌山ビッグ愛7階

受付時間 : 月曜日から金曜日(土・日・祝日を除く) 9時から17時

ホームページ <https://www.wakayama-wel.jp/>